

受付印

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋の代替家屋に係る固定資産税の特例適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長 千

申告者の住所 (所在地)

ふりがな

申告者の氏名 (名称)

電話

(個人番号を記載する場合には、左側を1字空けて記載すること。)

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋に代わる家屋を取得又は改築したので、地方税法附則第56条第11項の規定(被災した家屋に係る固定資産税の特例)に基づく適用を受けたく、次のとおり申告します。

なお、添付書類の一部については、資産税課から各担当部局に交付請求されることに同意します。(裏面参照)

所有者 (納税義務者)	住所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ																																			
	ふりがな 氏名 (名称)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ 個人番号又は法人番号 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																																			
		被災家屋の所有者との関係 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 3親等内の親族 <input type="checkbox"/> その他)																																			
代替家屋	所在地 (家屋番号)	床面積	種類	構造	登記年月日																																
	()	m ²			取得・改築年月日	令和 年 月 日																															
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他 ()																																			

被災家屋の所有者との同居の有無 同居する 同居しない

共有名義の場合の持分割合 共有持分 / 、 /

併用家屋の場合のそれぞれの床面積 種類1 () m²、種類2 () m²

他市町村への申告の有無 なし あり (令和 年 月 日申告 市町村)

被災家屋の状況

被災家屋	所有者	住所 (所在地)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ																
		氏名 (名称)	<input type="checkbox"/> 申告者と同じ																
	所在地 (家屋番号)	()																	
	床面積	種類	構造	共有名義の場合の持分割合 / 、 /															
	m ²																		
処分方法		<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 () 処分年月日 平成・令和 年 月 日																	

※ 「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失又は損壊した家屋をいい、「代替家屋」とは、その被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋をいう。

※ 特例の適用要件、必要な添付書類等については裏面を御覧ください。

◎ 特例の内容と適用条件

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）の取得又は改築に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（共有の場合は、その持分を有する者も含む。）
 - (2) (1)から相続により被災家屋を取得した者
 - (3) (1)の3親等内の親族で、代替家屋に(1)と同居する者
 - (4) (1)が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を継承させたときにおけるその分割に係る法人税法第2条第12号の3に規定する分割継承法人
- ※ 震災時に借家住まいで震災後に家屋を取得された場合は、この特例の対象になりません。

2 被災家屋要件

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋で、解体又は売却等により処分していること

※ ここでいう「損壊」とは、家屋が著しい損傷を受け、又は破損された状態（被害認定「半壊」以上）を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損、屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の小さなひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものは含みません。

3 代替家屋要件

- (1) 被災家屋の代わりとして取得した家屋（原則として被災家屋と種類及び使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。）の場合、被災家屋を解体又は売却等により処分していること
- (2) 被災家屋を改築した場合、改築後の家屋

4 取得等の期間

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得又は改築された家屋

※ 被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

5 特例の内容

代替家屋のうち被災家屋の床面積に相当する分について、取得又は改築の翌年から4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1の固定資産税額を減額

※ 他の減額特例（新築住宅特例等）の適用がある場合は、その特例適用後の税額に対して適用されます。

◎ 添付書類（写し可）

- ① 被災家屋が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類
⇒ 「**り災（被災）証明書**」
 - ② 被災家屋が所在する（所在していた）ことが確認できる書類
⇒ 「**平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書**」、「**登記事項証明書**」等
 - ③ 被災家屋の処分が確認できる書類
⇒ 「**解体証明書**」、「**売買契約書**」等
 - ④ 代替家屋の所有者が被災家屋の所有者の相続人であることを証する書類
⇒ 「**戸籍（除籍）謄本**」
 - ⑤ 代替家屋の所有者が被災家屋の所有者の3親等内の親族で、被災家屋の所有者と同居する者であることを証する書類
⇒ 「**戸籍（除籍）謄本**」、「**住民票**」
 - ⑥ 合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
⇒ 「**法人の登記事項証明書**」
- ※ 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合もあります。
- ※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせしていただく場合があります。
- ※ 被災家屋が八戸市内の場合は、資産税課から各担当部局に交付請求をすることに同意したものとみなし、①から③については、免除とします（③の「売買契約書」を除く）。